

別記第5 切替要領

1 職務の級の切替え

切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

2 号給の切替え

一 前記1により新級が定められる職員（二に掲げる職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表第2に定める号給とする。

二 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて別表第3に定める号給とする。